保育料徴収金基準額表

	1 1			月額保育料(円)					延長保育料(円)		
階層	所得等の状況		2 . 5 告		第2子※		 第3子				
区分		케듁ਚの	八 九	3〜5歳 クラス	O〜2歳 クラス	3~5歳 クラス	O〜2歳 クラス	第3于 以降 ———————————————————————————————————	4・5歳 クラス	3 歳 クラス	1 • 2歳 クラス
А	被生活保護世帯				0		0	/=	0	0	0
В	区民税非課税世帯				0		0	保護者が	0	0	0
С	C 区民税均等割のみ				1,900		950		600	600	600
DO			48,000円未満		2,400		1,200		000	000	000
D1	区民税	48,000 ~	49,000円未満	0	6,700	0	3,350	同一生計で3人	900	900	900
D2		49,000 ~	58,000円未満		8,300		4,150				
DЗ		58,000 ~	66,000円未満		9,400		4,700				
D4		66,000 ~	85,000円未満		15,400		7,700		1,000	1,000	1,500
D5		85,000 ~	103,000円未満		19,100		9,550		1,200	1,200	1,900
D6		103,000 ~	121,000円未満		21,500		10,750	以上	1,400	1,400	2,100
D7		121,000 ~	139,000円未満		23,600		11,800	の	1,500	1,500	2,300
D8		139,000 ~	157,000円未満		25,500		12,750	子	1,600	1,700	2,500
D9		157,000 ~	185,000円未満		27,500		13,750	以上の子を扶養して		1,800	2,700
D10		185,000 ~	221,000円未満		29,200		14,600			1,900	2,900
D11		221,000 ~	256,000円未満		31,000		15,500			2,000	3,100
D12		256,000 ~	280,000円未満		32,500		16,250	7		2,100	3,200
D13		280,000 ~	303,000円未満		34,200		17,100	ている場合、			3,400
D14		303,000 ~	324,000円未満		35,700		17,850				3,500
D15	所	324,000 ~	342,000円未満		37,200		18,600	台、	1,800		3,700
D16		342,000 ~	360,000円未満		38,500		19,250	第 3 子 以 降		2,200	3,800
D17	得 .	360,000 ~	378,000円未満		40,000		20,000				4,000
D18		378,000 ~	468,000円未満		43,400		21,700	ا انا			4,300
D19		468,000 ~	501,000円未満		48,900		24,450	、降の保育料を免除			4,800
D20		501,000 ~	546,000円未満		53,700		26,850				5,300
D21		546,000 ~	666,000円未満		57,500		28,750				5,700
D22		666,000 ~	890,000円未満		62,500		31,250		2,200	2,600	6,200
D23		890,000 ~ 1	,220,000円未満		67,500		33,750				6,700
D24		1,220,000 ~ 1	,520,000円未満		72,500		36,250				7,200
D25		1	,520,000円以上		77,500		38,750	1.5*			7,700

※第2子軽減は、保護者が同一生計で2人以上の子を扶養している場合に対象となります。

- 〇上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 〇上記の月額保育料、延長保育料は、保育標準時間認定を受けた場合となります。

保育短時間認定を受けた場合、保育標準時間認定の場合より、保育料が約1.7%低くなります(100円未満切捨て)。

- 〇根津保育園〇歳児クラス(満1歳以上)在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。
- OC~D4階層のひとり親世帯等の月額保育料は、上記表の半額(第2子は全額免除)となります。
- 〇末婚のひとり親(*)世帯に該当する場合、原則、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなして保育料を決定します。 *婚姻によらないで母(または父)となった者であって、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない者